

熊本市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

熊本市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）において使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第 3 条 法第 89 条第 2 項に規定する手数料は、無料とする。

2 法第 87 条第 1 項の規定により保有個人情報の開示（閲覧の方法によるものを除く。）を受ける者は、当該開示に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第 4 条 開示決定等は、開示請求があった日から 14 日以内にしなければならない。

ただし、次に掲げる日数は、当該期間に算入しない。

(1) 熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日の日数

(2) 法第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数

2 前項の規定にかかわらず、市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長

することができる。この場合において、当該延長する30日以内の期間については、同項第1号の日数はこれに算入し、同項第2号の日数はこれに算入しない。

- 3 前項の規定により第1項に規定する期間を延長した市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、前条第2項の規定により延長することができる期間の末日までにその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該末日までに開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第6条 法第119条第3項に規定する手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第119条第4項に規定する手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円
(審議会への諮問)

第7条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱

いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成15年条例第11号）第3条の熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

- (1) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (2) 前号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(運用状況の公表)

第8条 市長は、毎年度1回、市の機関における法の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提出理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、本市における同法の施行に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。